

2 手帳の交付

1. 身体障害者手帳

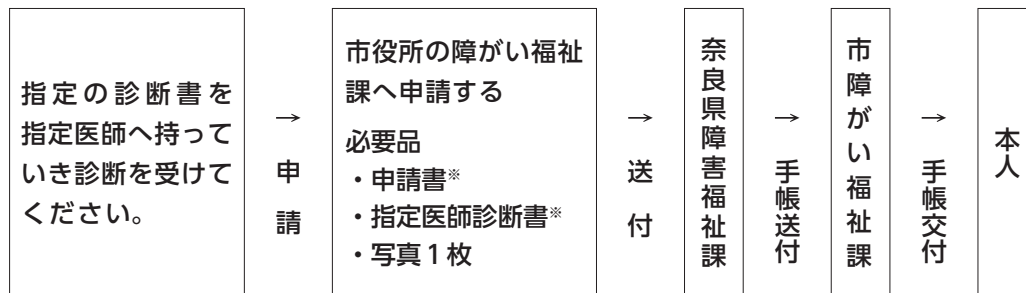
(窓口) 障がい福祉課

身体に障がいのある方が様々な援助を受けるためには、まず身体障害者手帳の交付を受けることが必要です。

対象となる障がいの種類は、①視覚、②聴覚・平衡機能、③音声・言語・そしゃく機能、④肢体不自由（上肢、下肢、体幹、脳原性）、⑤内部障害（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう・直腸、小腸、免疫、肝臓機能）で、その程度により1級～6級に区分されています。

なお、身体障害者手帳の交付に関する診断は、指定医師でないとできませんので、障がい福祉課におたずねください。また、申請する際には、本人の写真（横3cm・縦4cm、上半身、1年以内に撮影したもの、ポラロイド写真や家庭でのプリント写真は不可）が必要です。申請の際には、個人番号のわかるものと本人確認書類をご持参ください。

〔交付申請の流れ〕



※申請書、指定の診断書は市役所の障がい福祉課にあります。

① 新規交付

必要品……………指定の診断書（6か月以内のもの）。写真（横3cm・縦4cm）1枚

② 等級変更・障害名追加による再交付

障がい程度が変わったり、他の障がいがあった場合には再交付の手続きをしてください。

必要品……………指定の診断書（6か月以内のもの）。写真（横3cm・縦4cm）1枚
・現在お持ちの身体障害者手帳

③ 紛失・破損による再交付

手帳を紛失または破損したときは再交付の手続きをしてください。

必要品……………写真（横3cm・縦4cm）1枚　・破損した手帳（破損した場合）

④ 居住地・氏名変更

住所が変わったり、市外へ転出したりする場合、氏名が変わった場合には届出が必要です。

必要品……………現在お持ちの手帳

⑤ 返 還

手帳の交付を受けた方が死亡された場合または障がいが軽減・除去し、法に定める障がいに該当しなくなったときは手帳を返還してください。

必要品……………現在お持ちの手帳

⑥ その他

手帳は他人に譲渡したり、貸与したりすることはできません。

2. 療育手帳

(窓口) 障がい福祉課

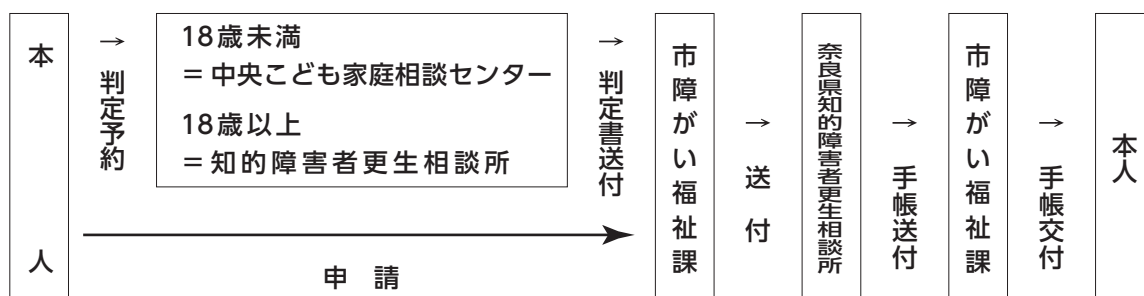
知的障がいの方が様々な援助を受けるためには、まず療育手帳の交付を受けることが必要です。

障がいの程度は、知能の発達・社会性・日常生活動作などを年齢に応じて総合的に判定し、A1（最重度）、A2（重度）、B1（中度）、B2（軽度）に区分されます。なお、平成22年5月31日以前に発行された手帳は引き続き有効です。平成22年6月1日以降に判定がない場合は、A（最重度、重度）とB（中度、軽度）に区分されています。

判定は、18歳未満の方は中央こども家庭相談センター、18歳以上の方は知的障害者更生相談所で行われます。また、判定は予約制になっています。

申請の際には、個人番号のわかるものと本人確認書類をご持参ください。

〔交付申請の流れ〕



① 新規交付

◇18歳未満の方……奈良県中央こども家庭相談センターに予約を取り、自ら判定を受けていただいたうえ、次の必要品を持って、障がい福祉課へ申請してください。

◇18歳以上の方……まず障がい福祉課で面談を行ってから、知的障害者更生相談所で判定を受けていただきます。その後、次の必要品を持って、障がい福祉課へ申請してください。

必要品……・写真1枚（横3cm・縦4cm 上半身・6か月以内に撮影したもの）
※ポラロイド写真や家庭でのプリント写真は不可

② 更新手続

手帳交付の際に次回の判定時期が記載されていますので、その時期がきましたら、18歳未満は中央こども家庭相談センター、18歳以上は知的障害者更生相談所に各自予約をとり、手帳を持参のうえ判定を受けてください。

③ 再交付

手帳を紛失や破損、または障害程度に変更があったときは再交付の手続をしてください。

必要品……・破損した手帳（破損の場合）
・写真1枚（横3cm・縦4cm 上半身・6か月以内に撮影したもの）
※ポラロイド写真や家庭でのプリント写真は不可

④ 居住地・氏名変更

住所が変わったり、市外へ転出したりする場合、氏名が変わった場合には届出が必要です。

必要品……・手帳

⑤ 返 還

手帳の交付を受けた方が死亡・県外へ転出・必要でなくなった場合は手帳を返還してください。

必要品……………・手帳

⑥ その他

手帳は他人に譲渡したり、貸与したりすることはできません。

3. 精神障害者保健福祉手帳

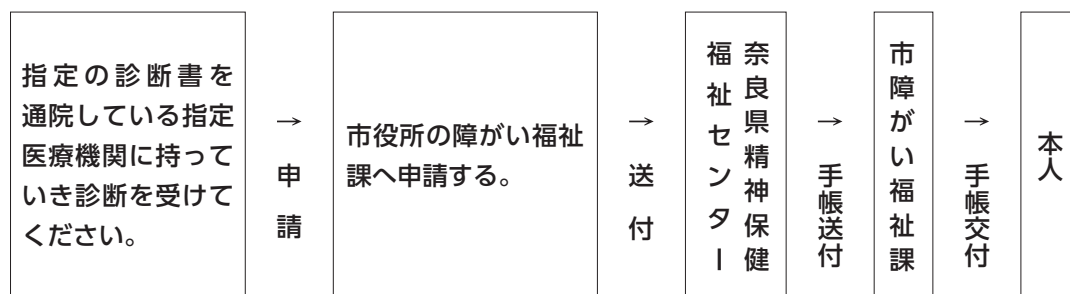
(窓口) 障がい福祉課

精神障害者保健福祉手帳の対象者は、一定の精神障がいの状態のために、日常生活や社会生活で制約を受けている方です。

障がいの等級は、その程度によって1級から3級に区分されます。

手帳の有効期間は2年間で、更新される場合は有効期限の3か月前から3か月後まで更新手続きを行うことができます。

〔交付申請の流れ〕



※申請書、指定の診断書は市役所の障がい福祉課にあります。

① 新規、更新、障害等級変更

次のものをそろえて、障がい福祉課へ提出してください。

- ・ 指定の申請書
- ・ 指定の診断書（受理日の3か月以内に作成されたものであり、初診から6か月以上経過した時点のもの。）
- ・ 現在お持ちの精神障害者保健福祉手帳（更新、障害等級変更の場合）
- ・ 写真1枚（横3cm×縦4cm 上半身で1年以内に撮影したもので、無背景のもの）
- ・ 個人番号のわかるもの
- ・ 本人確認書類

○精神障がいを事由とした障害年金を受けている方は、次のものでも手帳の交付申請が可能です。

- ・ 指定の申請書
- ・ 障害年金証書の写し（年金裁定通知書と一体になっている証書はその部分を含む）、直近の年金振込通知書または年金支払通知書の写しのうちいずれか1点
- ・ 年金照会についての同意書
- ・ 現在お持ちの精神障害者保健福祉手帳（更新、障害等級変更の場合）
- ・ 写真1枚（横3cm×縦4cm 上半身で1年以内に撮影したもので、無背景のもの）
- ・ 個人番号のわかるもの
- ・ 本人確認書類

※平成18年10月1日から、特別障害給付金を受けている方も同様に①受給資格者証の写し②国庫金送金通知書③照会についての同意書を申請書に添付することで手続きができるようになりました。

※写真の貼付を特段の理由により希望しない場合は不要です。ただし、サービスに差異が出る場合があります。

※手帳等級に変更のない更新の場合は、現在お持ちの精神障害者保健福祉手帳の更新欄に新たな期限を押印することができます。ただし、更新欄を2つとも使用した場合は、その次の更新で再発行となります。

② 再交付

手帳を紛失、破損したり、写真貼付の様式への変更をしたりするとき。

- 必要品
- ・ 指定の申請書
 - ・ 破損した手帳（破損した場合）
 - ・ 写真（横3cm×縦4cm 上半身で1年以内に撮影したもので、無背景のもの）
 - ・ 本人確認書類

③ 市内転居・県内転入

- 必要品
- ・ 指定の申請書
 - ・ 現在お持ちの精神障害者保健福祉手帳
 - ・ 本人確認書類

④ 氏名変更

- 必要品
- ・ 指定の申請書
 - ・ 現在お持ちの精神障害者保健福祉手帳
 - ・ 本人確認書類
 - ・ 写真（横3cm×縦4cm 上半身で1年以内に撮影したもので、無背景のもの）

⑤ 県外からの転入

前住所地で交付された精神障害者保健福祉手帳の有効期限が引き継がれます。

- 必要品
- ・ 指定の申請書
 - ・ 現在お持ちの精神障害者保健福祉手帳
 - ・ 写真（横3cm×縦4cm 上半身で1年以内に撮影したもので、無背景のもの）
 - ・ 個人番号のわかるもの
 - ・ 本人確認書類

⑥ その他

手帳は他人に譲渡したり、貸与したりすることはできません。